

おおくま

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場総務課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)
FAX：0242-26-3794
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
http://blog-okuma.jugem.jp/
大熊町公式ホームページ臨時サイト
http://www.town.okuma.fukushima.jp/

2013年2月15日 お知らせ版

案内

**大熊町東日本大震災犠牲者
合同追悼式を開催します**

町では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により亡くなられた方、それ以降避難中に亡くなられた方々を追悼すると共に、早期復興を目指して全町民を挙げて取り組むことを誓うため追悼式を開催します。

◆日時

3月10日(日)
午前10時30分～

◆会場

神保セレモノホール天恵苑
(会津若松市扇町38番地)

◆対象

平成23年3月11日以降に亡くなられた方の遺族

◆内容

黙とう、追悼の言葉、献花など

【問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
福祉課 福祉係

医療・介護

**医療費一部負担金の免除
期間の延長のお知らせ**

大熊町の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方

大熊町の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方に実施されている医療機関を受診した際の一部負担金免除措置につきまして、平成25年2月28日までとお知らせしていましたが、平成25年3月1日から1年間(平成26年2月28日まで)期間が延長されることとなりました。(ただし、入院時食事療養費と入院時生活療養費の自己負担分及び医療費(柔道整復師(接骨院等)・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術費、治療用装具費(補装具)の自己負担額の免除は平成24年2月29日分までで終了となっております。)

なお、この制度は保険診療にかかる法定負担分(3割・1割など)の医療機関で被保険者が

支払う一部負担金の免除措置であり、保険外診療分は通常どおり自己負担となります。

○3月1日以降の受診について
今までもどおり医療機関窓口で保険証と一部負担免除証明書を提示することで一部負担金の免除を受けることができます。

(福島県及び町の医療費助成の対象となるお子様については、助成よりも一部負担金の免除が優先されます)

一部負担金免除証明書につきましては、有効期限が切れてしまいますので、新しい証明書を2月末日までに避難先のご住所へ郵送いたします。【平成25年2月22日発送予定】

〈社会保険等〉に加入されている方

社会保険等の医療保険にご加入の方で、引き続き窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。免除証明書等についてご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へ直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
住民課 国保年金係

**介護サービス利用料等の
免除期間が延長されます**

平成25年2月28日までとお知らせしていましたが、介護サービス利用料と介護保険料の免除期間が1年間延長されることになりました。

3月以降の免除証明書等の取り扱いにつきましては、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

◆免除期間

◇介護サービス利用料

平成26年2月28日まで延長

◇介護保険料

平成26年3月31日納期分まで延長

◆免除対象

・介護サービス利用料 (自己負担分)

※デイサービスの食費、施設利用の際の食費・居住費・日常生活費は自己負担になり、対象なりません。

・第1号被保険者(65歳以上の方)の平成25年度分介護保険料

【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
健康介護課 介護保険係

相談

「身近な困りごと相談所」が開催されます

福島行政評価事務所の主催により、「身近な困りごと相談所」を開催します。

身の回りのことで困っていることや知りたいことなど、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、ぜひご利用ください。

◆日時
平成25年3月5日（火）
午後1時～3時

◆場所
大熊町役場いわき連絡事務所
2階「コミュニティーホール」

◆参加機関
・福島県弁護士会
・人権擁護委員
・行政相談委員
・福島行政評価事務所
【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
総務課 行政係

税

所得申告についてのお願

東京電力㈱より支払われた賠償金を申告する際には「お支払い明細書」などの書類をご用意ください。

書類を紛失などご用意できない方は、お手数ですが東京電力㈱で開設している相談窓口や、福島原子力補償相談室（☎0120(926)404

受付時間午前9時～午後9時）にお問い合わせください。

※所得申告日程および必要書類等については、広報2月1日号をご覧ください。

【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
総務課

証明

届出避難場所証明書についてのお知らせ

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により全国各地に避難されている住民の方々の中で、民間契約等の際に避難場所について証明

することを求められる事象が発生しています。

○主な事例
・避難先で携帯電話や車などを新たに取得する際、避難先で居住していることを証明する書類等の提示を求められた。また、住民票の異動を求められた。

・金融機関等でクレジットカードを作る際、カードが住民票住所にしか送付されず受け取れない。

・金融機関等にて融資を受けようとした際、組合員であることが条件となっており、組合員となるには当該地区の住民とならなければならないといわれた。など

このような事例により避難住

除染

常磐自動車道路敷地内の除染作業を実施します

環境省では、常磐自動車道の災害復旧工事に先立ち、高速道路敷地内の除染作業を実施することとし、除染作業につきましては、平成25年2月に着手し、平成25年6月末を完成予定としております。

なお、常磐自動車道の除染についてのお問い合わせは、環境省福島環境再生事務所までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
環境省福島環境再生事務所
担当 白戸、大滝
☎024(573)7330

賠償・支援相談窓口を開設しています

大熊町では、原発賠償補償金の請求手続きなどの相談ができる「賠償・支援相談窓口」を、大熊町役場会津若松出張所内に開設しています。

窓口では、賠償以外にも相続手続き、借金の支払いや二重ローン問題、会社関係などの相談もできますのでご利用ください。

- ◆相談日 毎週 火曜日・木曜日
午後1時～4時
 - ◆場所 大熊町役場会津若松出張所
企画調整課内
 - ◆相談料 無料
 - ◆協力 福島県司法書士会会津支部
- 【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所 企画調整課

年金

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

◇平成25年2月からご案内させていただきます。民間事業者（平年金事務所）

日立トリプルウィン（株）
フリーダイヤル

0120(211)231

ご不明な点がございましたら、平年金事務所か住民課国保年金係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

■平年金事務所

☎0246(23)5611

■大熊町役場会津若松出張所
住民課 国保年金係

あなたの気になる年金記録も一度確認を

約9人に1人、年金記録が見つかっています。

日本年金機構では、年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてきました。しかし、いまだ約2千2百万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。そのため、平成25年1月末から、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始します。

ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではと心配のある方は、キャンペーンのパンフレットのチェックリストなどをご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

パンフレットはお近くの年金事務所または大熊町役場住民課等で配布しています。

◆年金事務所での受付

・月々金曜日

午前9時～午後8時

・第2土曜日

午前9時～午後5時

※土日祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
ホームページアドレス
<http://www.nenkin.go.jp>

【お問い合わせ先】

■ねんきん定期便

ねんきんネット専用ダイヤル

☎0570(058)555

※050または070から始まる

電話でおかけになる場合は、

☎03(6700)1144

■平年金事務所

☎0246(23)5611

教育

国の教育ローンのお知らせ

日本政策金融公庫は、高校や大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度「国の教育ローン」を取り扱っています。お子さまお1人につき300万円以内を、固定金利で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることが可能です。

特に、東日本大震災により被害を受けた方を対象に、①所得制限の一部緩和 ②ご返済期間の延長 ③利率の引き下げといった「災害特例措置」を実施しています。この措置は本年3月31日ご融資実行分までのお取り扱ひとなりますので、お早めにお問い合わせください。

詳しくは教育ローンコールセンター（☎0570-0008656）まで。

○受付時間

月々金 午前9時～午後9時
土曜日 午前9時～午後5時

～大震災により迷子になってまだ会えない犬や猫はいませんか？～

東日本大震災犬猫迷子・保護情報掲示板
[東北地震犬猫レスキュー.com](http://tohoku-dogcat-rescue.com)



「東北地震犬猫レスキュー.com」は、震災ではぐれた犬猫の迷子探し情報サイトとして、震災直後からボランティアにより運営されています。

行政・民間によって保護された飼い主不明の犬猫情報をインターネット上から集めており、保護地や特徴で誰でも簡単に検索することができます。

インターネットが使えない方のために電話でも検索を受け付けていますので、飼っていた犬猫がまだ見つからない方は、お気軽にお問い合わせください。

TEL:090-6658-6854

URL:<http://tohoku-dogcat-rescue.com/>

いわき地区応急仮設住宅の入居者を募集します

平成25年2月15日現在、大熊町いわき応急仮設住宅に空室が出ました。東日本大震災などで被災し、大熊町に住所を有する方を対象として入居者を募集します。

◆募集住宅内容

仮設住宅名称	間取り	戸数	家族数	所在等
好間第一	1K (20㎡程度)	4戸	1人～	いわき市好間工業団地26-1
	2K (30㎡程度)	3戸	2人～	
	3K (40㎡程度)	1戸	3人～	
好間第二	1K (20㎡程度)	3戸	1人～	いわき市好間工業団地1-116 (※ペット不可)
	3K (40㎡程度)	1戸	3人～	
好間第三	1K (20㎡程度)	1戸	1人～	いわき市好間工業団地1-43
	3K (40㎡程度)	1戸	3人～	
鹿島第一	3K (40㎡程度)	1戸	3人～	いわき市鹿島町下矢田字二反田21-1
鹿島第二	2K (35㎡程度)	5戸	2人～	いわき市鹿島町下矢田仲沖25-1
	3K (40㎡程度)	3戸	3人～	

◆応募資格

自らの資力では住宅を確保できない方で、以下のいずれかの項目に該当する世帯

- (1) 大熊町に住所を有している世帯およびその家族。
- (2) 原子力事故による避難指示等が出ている地域で避難している世帯
- (3) 入居が決定した住宅へ入居開始から2週間以内に入居できる者
(現在、借上げ住宅又は既存の応急仮設住宅へ入居されている方の申請については入居決定の際に、入居予定者全員の退去手続き等が必要となります。)
- (4) いわき市で就業、就学等の移動せざる得ない理由のある家族。

※いわき市の現在の住宅事情から、いわき仮設への入居は就業、就学等の移動理由がある世帯限定となります。

◆応募方法

大熊町応急仮設住宅等入居申請書に必要事項を記入の上、大熊町役場会津若松出張所まで、
窓口（平日8：30～17：15）、郵送、FAXにてお申込ください。
(避難先が遠方で申請書の入手が困難な場合は、生活支援課までご連絡ください。)

※募集の応募期間 平成25年2月18日(月)～3月8日(金)(必着)まで

◆選定方法

応募者多数の場合は抽選とします。

※入居決定者には個別にお知らせします。

◆注意事項

電話を含め指定様式以外による申請は受付出来ません。

入居決定後に、申請書に虚偽の記載があった場合は、入居決定は取消しとなり退去していただくこととなりますのでご注意ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 生活支援課 住宅支援係